

協働のまちづくりシンポジウム開催要領

1 趣旨

地方分権改革が新たな局面を迎える中、地方自治体には、自らの地域におけるまちづくりの理念や行政運営の基本的なしくみを行政と住民が共有し、協働のまちづくりを進めることが求められている。このような状況の中、協働のまちづくりを進めるための住民と行政のそれぞれの役割、あり方を探るとともに、まちづくりの基本ルールなどを定めるためとして検討を進めている「まちづくり基本条例」の概要や必要性などについての理解を深め、条例制定に向けての気運の醸成を図るため、標記シンポジウムを開催する。

2 名称 (仮)平成 21 年度まちづくりシンポジウム～めざそう協働のまちづくり～

3 日時 平成 22 年 2 月 21 日 (日) 午後 1 時 30 分から 4 時 30 分まで

4 会場 西和賀町文化創造館「銀河ホール」 西和賀町上野々 39 地割 195-2

5 内容

(1) 町長挨拶 13:30～

(2) 来賓挨拶 (岩手県南広域振興局長) 13:35～

(3) 基調講演 13:40～

演題 協働のまちづくり～今なぜまちづくり基本条例か～

講師 相模女子大学教授 松下啓一 氏

(4) 事例報告 14:45～

西和賀町まちづくり基本条例をつくる会代表

(5) 休憩 15:00～

(6) パネルディスカッション 15:15～

テーマ まちづくりにおける協働とは

コーディネーター 相模女子大学教授 松下啓一 氏

パネラー 岩手県立大学教授 高橋秀行 氏

西和賀町まちづくり基本条例をつくる会代表 高橋浩幸 氏

岩手県南広域振興局長 藤尾善一 氏

西和賀町長 細井洋行

(7) 質疑 16:20～

6 対象 住民、議員、自治体職員等

7 財源

本事業は、岩手県の権限移譲モデル市町村等支援交付金を活用し、同交付金交付要領第 2 の 2(1)に規定する「市町村等が提案する事業で、権限移譲に資すると認められる事業」として実施する。

8 周知方法

- (1) 平成 22 年 1 月 25 日発行の「広報にしわが」において周知する。
- (2) 平成 22 年 2 月 15 日にチラシを全戸配布する。

9 その他

- (1) 参加者の属性や理解度などを知り、今後役に立てるため、来場者アンケートを実施する。
- (2) 岩手県県南広域振興局宛後援を依頼する。
- (3) 県内市町村長、町議会議員及び町行政区長宛案内状を送付する。
- (4) 沢内地区を対象に無料送迎バスを運行する。
- (5) シンポジウム終了後、西和賀町まちづくり基本条例をつくる会会員らとの意見交換の場を設ける。